

## 上尾市告示第62号

上尾市長等政治倫理条例（令和2年上尾市条例第36号）第14条第1項の規定により上尾市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）から審査報告書の提出を受けたため、同条第2項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年3月5日

上尾市長 畠山 稔

### 1 会議の経過

令和7年6月23日 第1回会議

### 2 審査の方法

資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書（以下「資産等補充報告書等」という。）に記載されている内容と証明書の符合を中心に書面審査を行った。

### 3 審査会からの意見

資産等補充報告書等の内容については適正に記載されており、証明書とも記載されている内容が符合していた。

### 4 審査の結果

市長から提出された資産等補充報告書等は、上尾市長等政治倫理条例に基づき作成されているものと認められ、適正である。